



平成29年7月20日

「育児・介護休業法の改正」

平成29年10月1日施行ですよ～～



今年1月から改正法が施行されたところじゃないか～～
育児・介護休業規程には「法令の定めるところによる」の条文があるため、改訂は急がない
と言えばそうなのですが・・・
今回は、育児休業給付金の支給期間も同時改正です。

★ 改正ポイント I 育児休業期間の延長

1歳6ヶ月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申出することにより、育児休業期間を「**最長2歳まで**」延長できる。
上記に合わせ、育児休業給付の支給期間を延長する。

キャリア形成の観点からは、休業が長期間に及ぶことが労働者本人にとって望ましくない場合もあり、労使間で職場復帰のタイミングを話し合うこと等が想定されるので、事業主が労働者の事情やキャリアを考慮して、育児休業等からの早期の職場復帰を促す場合は、「育児休業等に関するハラスメントに該当しない」と指針に記載されている。
(ただし、職場復帰のタイミングは労働者の選択に委ねられることに留意が必要)

★ 改正ポイント II 育児休業等制度の個別周知

事業主は、労働者又はその配偶者が妊娠・出産した場合、家族を介護していることを知った場合に、当該労働者に対して、個別に育児休業・介護休業等に関する定めを周知するように努める。

この規定は、プライバシーの保護の観点から、労働者が自発的に知らせることを前提とし、あわせて、パパ・ママ育休プラス等の制度について周知することが望ましいとされる。

★ 改正ポイント III 育児目的休暇の新設

事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度の措置を設けることに努めることを義務付ける。

例えば、いわゆる配偶者出産休暇、入園式等の行事参加を含めた育児にも使える多目的休暇など
(失効年次有給休暇の積立制度を育児目的として使用できる休暇制度として措置することも含む)

「育児休業給付金の改正」

平成29年10月より育児休業給付金の支給期間が**2歳まで**延長されます。
育児休業給付金は、原則1歳に達する日前までの子を養育するための育児休業を取得した場合に支給されます。

今回の改正は、子が1歳6ヶ月に達する日の翌日が平成29年10月1日以降となる方が対象です。
(子の誕生日が平成28年3月31日以降の場合に該当となります。)

★ 延長できる理由

- ① 育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳6ヶ月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
※保育所等は、児童福祉法第39条に規定する保育所等をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません。
また、あらかじめ1歳6ヶ月に達する日の翌日について保育所等における保育が実施されるように申込みを行っていない場合は該当しません。
- ② 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者であって、その子が1歳6ヶ月に達する日後の期間について、常態としてその子の養育を行う予定であった方が死亡、負傷、疾病等に該当した場合
※配偶者には婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
延長できる理由ごとに確認書類が必要です。(ハローワークでご確認を)